

## 開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

様

国税庁長官 大鹿 行宏



令和 3 年 12 月 8 日にされた行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 11 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしましたので通知します。

記

開示請求のあった行政文書の名称	平成 25 年 4 月 1 日付徴徴 2 - 13ほか 16 課共同「『徴収事務提要』の制定について」（事務運営指針）
法第 11 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由	開示請求に係る行政文書が著しく大量であり、開示・不開示の審査に相当の時間を要することから、開示請求があった日から 60 日以内にその全てについて開示又は不開示決定（以下「開示決定等」といいます。）をすることにより、事務処理の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。
開示決定等をす る期限	令和 4 年 4 月 15 日（金） （令和 4 年 2 月 14 日（月）までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、上に記載する日までに開示決定等する予定です。）
担 当 課	長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 電話 03-3581-4161 内線 3499